

タッチ決済乗車サービス取扱規則

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	用語の定義	1
第4条	契約の成立時期および適用規定	2
第5条	取扱区間	2
第6条	使用の制限	2
第7条	制限または停止	2
第8条	決済方法および決済手段	3
第9条	使用方法	3
第10条	免責事項	3

第2章 利用

第11条	運賃の收受	4
第12条	効力	4
第13条	利用履歴の確認	4
第14条	前回利用時の出場情報がない決済媒体の取扱方	4
第15条	紛失	5
第16条	無効となる場合	5
第17条	不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等	5
第18条	同一駅で出場する場合の取扱方	5
第19条	列車の運行不能または遅延の場合の取扱方	5

タッチ決済乗車サービス取扱規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条** この規則は、神戸電鉄株式会社（以下「当社」という。）と提携事業者において提供する、サーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用して、電子式証票の入出場情報を管理するための識別番号が記録された決済媒体を使用したタッチ決済乗車サービス（以下「タッチ決済乗車」という。）における旅客の運送等に関する契約について、合理的な取扱方を定め、もって旅客の利便性向上を図ることを目的とします。
- 2 前項に定める識別番号とはクレジットカード等の会員番号をいいます。

(適用範囲)

- 第2条** タッチ決済乗車による旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となります。
- 2 タッチ決済乗車による共通利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによります。
 - 3 この規則に定められていない事項については、別に定める IC 証票乗車券取扱規則等に準じた取扱いとします。

(用語の定義)

- 第3条** この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則に定める定義によるものとします。
- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格 (NFC) TypeA/B を活用した、EMV コンタクトレス決済をいいます。
 - (2) 「決済媒体」とは、EMV コンタクトレス決済で乗車を行うことができるカード (クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード) またはカード機能を搭載しているモバイル端末等をいいます。
 - (3) 「対応機器」とは、タッチ決済に対応した読み取り端末機をいいます。
 - (4) 「当社線」とは、社の経営する第一種鉄道線をいいます。
 - (5) 「発行会社」とは、タッチ決済乗車ができるカードを発行する会社および乗車することができるカード機能を提供している会社をいいます。
 - (6) 「モバイル端末」とは、タッチ決済乗車をすることができる携帯情報端末等をいいます。
 - (7) 「管理サーバ」とは、タッチ決済乗車に必要な各種データ (識別情報、入出場情報、利用履歴等) を管理するサーバをいいます。
 - (8) 「提携事業者」とは、QUADRAC 株式会社および発行会社をいいます。

タッチ決済乗車サービス取扱規則

(契約の成立時期および適用規定)

- 第4条** タッチ決済乗車による旅客の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に対応機器による改札を受けた時とします。ただし、その成立について当社から別段の意思表示があった場合を除きます。
- 2 前項の規定によって契約が成立した場合、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時のこの規則の定めによるものとします。

(取扱区間)

- 第5条** タッチ決済乗車が可能な対応機器設置箇所は、次に定めるとおりとします。
- 湊川駅・鈴蘭台駅・北鈴蘭台駅・谷上駅・有馬口駅・有馬温泉駅・岡場駅・横山駅・三田駅・志染駅

(使用の制限)

- 第6条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、決済媒体は使用することができません。
- (1) 発行会社が別出に定める決済媒体の有効期限が終了したとき、および利用枠を超えたとき、使用制限または使用停止の措置を受けたとき。
- (2) 1回の乗車につき、2以上の決済媒体を同時に使用するとき。(クレジットカードとモバイル端末の紐付けを行っている場合は、それぞれを別の決済媒体として取り扱うものとします。)
- (3) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用せずに、当該決済媒体で再び入場するとき。
- (4) 決済媒体を他の乗車券と併用して使用するとき。
- (5) 決済媒体を用いて乗車以外の目的で、駅に入出場するとき。
- 2 決済媒体の破損、対応機器の故障、停電またはシステム障害等により対応機器による決済媒体の読み取りが不能となった場合は、タッチ決済乗車をすることができません。
- 3 提携事業者において提供するサーバ上のクラウド型交通乗車システムにおいて、運賃計算できない経路の乗車、または対応機器未設置駅で乗車および降車することはできません。

(制限または停止)

- 第7条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があると認めたときは、タッチ決済乗車の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場、乗車する列車、使用可能時間等の制限またはタッチ決済乗車の停止をすることがあります。
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止により旅客に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

(決済方法および決済手段)

第8条 決済媒体を使用した決済方法は、提携事業者の定めるところによります。

第36・追38

(使用方法)

- 第9条** 旅客が決済媒体を用いて乗車するときは、駅相互間を対応機器による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応機器による改札を受けて出場する必要があります。
- 2 モバイル端末の充電切れ、不具合および通信障害等、旅客の都合により、入出場処理ができない場合、タッチ決済乗車は無効として取り扱います。
 - 3 旅客は第1項の規定により乗車する場合、旅客営業規則第44条に定める大人に限るものとします。ただし、第11条第1項の規定を承諾して小児が使用する場合は除くものとします。

(免責事項)

- 第10条** 決済媒体において、発行会社に起因する旅客の損害または発行会社のサービス機能に関する旅客の損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービスに関して生じた旅客の損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 3 旅客がモバイル端末等の決済媒体を使用するために、利用している電気通信サービス提供事業者のシステム障害および回線障害等に起因して生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 4 旅客は、モバイル端末等を決済媒体として使用する場合、その通信費等を自らの責任において負担するものとします。
 - 5 紛失した決済媒体を使用不可能とする処理が完了するまでの間に、第三者が当該決済媒体を使用したことにより旅客に損害が生じた場合であっても、当社はその責を一切負わないものとします。

(運賃の收受)

- 第 11 条** 決済媒体を第 9 条第 3 項の規定により使用する場合、入場駅から出場駅までの大人片道普通旅客運賃を收受します。この場合、幼児もしくは小児がタッチ決済乗車を使用する場合であっても、大人片道普通旅客運賃を收受します。ただし、連絡運輸取扱規則に定める旅客運賃の割引を除くものとします。
- 2 タッチ決済乗車における当社で決済ができるクレジットカードの決済ブランドは、当社が別に定めるところによります。
 - 3 タッチ決済乗車（デビットカードおよびプリペイドカードを除く。）の運賃は、利用した当日分を集計します。また、利用日の運賃は、決済媒体の発行者が、当社に立替払いすることで旅客に対する求償債権を取得し、旅客に請求するものとします。
 - 4 タッチ決済乗車による運賃債権は、1 日単位で集計します。なお、発行会社から旅客に対する請求方法については、当該発行会社が別に定めるものとします。

(効力)

- 第 12 条** タッチ決済乗車を行った場合の決済媒体の乗車券としての効力は、次の各号のとおりとします。
- (1) 当該乗車区間において、片道 1 回限り有効とします。
 - (2) 入場後は、当日に限り有効とします。
 - (3) 途中下車の取扱いを行わないものとします。
 - (4) 第 11 条第 1 項の規定により、幼児もしくは小児が、タッチ決済乗車による大人片道普通旅客運賃を收受することを承諾して使用する場合は、有効とします。

(利用履歴の確認)

- 第 13 条** 旅客は、提携事業者の QUADRAC 株式会社が管理する Web サイト Q-move において会員登録することで、最大 365 日遡り、利用月日、乗車区間および運賃額等を確認することができます。
- 2 前項における確認方法や条件については、QUADRAC 株式会社が別に定めるところによります。

(前回利用時の出場情報がない決済媒体の取扱方)

- 第 14 条** 管理サーバに出场情報のない決済媒体と連絡票または有効証明書を第 5 条に定める駅に差し出した場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行うものとします。

タッチ決済乗車サービス取扱規則

2 管理サーバに出場情報のない決済媒体を差し出した旅客が連絡票または有効証明書を所持していない場合は、管理サーバに記録された入場駅から利用可能な範囲の最遠区間の大人片道普通旅客運賃と第 17 条に規定する増運賃を收受し、発駅情報の消去処理を行うものとします。 追 36・追 38

(紛失)

第 15 条 第 11 条の規定により入場後、その決済媒体を紛失した場合、旅客営業規則第 122 条の規定を準用して取り扱うものとします。

(無効となる場合)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該タッチ決済乗車は無効とします。

- (1) 旅行開始後の決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾を得ないで対応機器による改札を受けずに乗車した場合
- (3) この規則に基づかず使用した場合
- (4) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 17 条 前条の規定により決済媒体を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 121 条の規定を準用して計算します。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第 18 条 旅客は、決済媒体で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受ける必要があります。

2 旅客は、決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受ける必要があります。

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱方)

第 19 条 旅客は、対応機器による改札を受けた後、列車が運行不能または列車が着駅到着時刻に 2 時間以上遅延した場合の取扱いは、IC 証票乗車券取扱規則第 25 条に準じます。

